

## IV 第4回カツオ・マグロ漁業に 関する研究座談会

共 催 水産海洋研究会

三崎遠洋漁業技術研究会

日 時 昭和40年8月9日午後1時～5時

場 所 神奈川県水産試験場

話題および話題提供者

F.A.O. の大西洋マグロ会議について

三村 浩哉（水産庁研究一課）

日本カツオ・マグロ漁業の大勢

田村 竜彦（日本カツオ・マグロ漁業連合会）

サニ離層とマグロ漁場

井上 元男（東海大学水産研究所）

世界的に見たマグロ漁業と海洋学の情報

宇田 道隆（東京水産大学）

リール式マグロ延縄操業試験

下崎 吉矩（東海区水産研究所）

（要旨は三崎遠洋漁業技術研究会報第7回例会報告、昭和40年8月を参照し、宇田道隆が自  
分のメモに基いてまとめた。）

### 1 F.A.O. 大西洋マグロ会議について

三村 浩哉（水産庁研究一課）

1965年7月6～13日ローマのF.A.O.本部で「大西洋マグロ漁業資源の合理的利用」のための第2回作業部会が開かれたのに出席した。経緯をのべると事の起りは古いが、日本のマグロ漁業がだんだん大西洋に進出してアフリカ沿岸諸国のマグロ漁に対する関心が大へん強まり、話し合う場を持ち、「大西洋のマグロ資源を保存するために何らかの措置をとらねばならないだろう。そのためには国際的な委員会をつくれ。」という勧告がF.A.O.により1961年4月に出された。<sup>\*</sup> 1962年7月2～4日米国ラホヤで開かれた「世界マグロ族研究会議の決議にも出た。その結果1963年10月25～30日ローマで第1回の前記作業部会（FAO Working Party For Rational Utilization of Tuna Resources in the Atlantic Ocean）会議が開かれ、高芝（水産庁）、溝口（日經連）両氏が出席し、こん度は第2回会議が開かれたわけである。参加国はF.A.O.が中心となつて大西洋から當時かなりの量のマグロを漁獲している国を主体としその他若干の沿岸国を含めるとし、作業部会メンバーには、ブラジル、フランス、ナイゼリア、日本、ポルトガル、スペイン、米国、トルコ他9カ国

\*註：1960年12月12～17日「サワラ以南アフリカ技術協力委員会」（CCTA）マグロ族シンポジウム（セネガル国ダカール）での決議から1961年2月3～11日CCTA第16次会議（ナイゼリア国ラゴス）決議。国連に提出。

が参加した。オ1回の会議には米国がマグロ資源の維持のためには東太平洋にある全米熱帯鮪委員会(IATTC)のような国際的調査機関を100万ドル位かけてつくることを強く主張した。日本としては「大西洋で一番マグロをとつている日本に沿岸国からの風当たりは大きい。なんとしても日本の立場をある程度主張し、日本に有利なように導こうという考え方と、もう一つは委員会をつくり上げてあまりたくさんの金がかかつても困る、FAOで各国の調査結果をとりまとめる程度で新しい機関は必要ないではなかろうか。もしどうしても必要ならF.A.O.内に委員会を設ける程度のことはやむを得ないだろうと考えて出かけた。フランス・スペインも日本と同じような考え方で、「そういう金のかかる機関は取上げる必要はない。F.A.O.なり既存大西洋国際漁業機関で取扱えばよい」とした。こうした二つの意見が真正面から対立したので、両方の意見を報告に書きこんだだけで結論なしに終つたのがオ1回作業部会である。その後F.A.O.が各国の意見を集めたところ、新機関をつくれというのが非常に多い。日本も「国際の調査機関は必要ではないけれども、各国の調査結果を取りまとめたり、色々結論を出す委員会は必要だろう」という考え方になつて、F.A.O.に連絡した。それでオ2回の作業部会が開かれた。米国は非常に多量のマグロを加工用に買わねばならない。マグロが減ると魚価が上る。安い魚をたくさん買い続けるためにはマグロ資源を保存しなければならぬという云い方をしている。裏はよくわからぬが一応これが彼等の基調と考えられる。そこで米国側から新しい国際委員会をつくるための国際条約原案が出され、これに基いて審議を進めた。米国は百万ドルの新調査機関設立ではなくまらぬと判断してオ1回の時より後退して、資源的解析に10～15万ドル程度を考えた原案を出した。日本も積極的に意見を述べこれが充分はいるように、国際機関を作るのはよいが、調査そのものは各国で実施すればよいので、これを取りまとめて資源的解析判断を下して規制なり何なり勧告する方向に進むことになつた。

フランスはオ1回と同じ意見で「金のかかるものを作る必要ない」といい、沿岸中小漁業諸国ナイゼリア、ブラジル、セネガルなどは「なるべく強い組織の委員会を作れ。われわれはそれほど魚はとつていないし国力もないから金は出せない。」とのべた。予算の許す範囲内での政府の調査研究で、その他に国際団体が実施する調査活動を補充するためある程度の委員会が調査できる余裕を残した。分担金は、加盟した場合各3000ドル、科学的小委員会をキワダ、メバチ等魚種別および地域別につくり、必要あるとき勧告の素材を提出させる。小委員会1件3000ドルとして4件の委員会に加盟すると分担金12,000ドルになる。予算超過のときは、まずは漁獲各国、 $\frac{2}{3}$ は加工各国に分担さす。規制は、小委員会なりが科学的調査の結論から勧告、委員会は総会にして $\frac{2}{3}$ の議決によつて決定、加盟各国に勧告となり、ある一定期間をおいて発効する。ただし異議を申し立てた国には適用されないとあるが、実際上可能かは別問題である。1966年4月作成条約草案を審議して、できれば署名するまでの全権代表者会議が開かれる。その場でおそらく署名されて近いうちに大西洋鮪資源国際委員会が設立され、3～4年先には実質的規制の動きも考えられよう。

沿岸小国の多い全権代表者会議では、金をなるべく少なくして、しかも委員会に大きな権限を

与えようという方向に働いてくるだろう。沿岸国権利保持のため、フィッシングリミット（漁業専管水域）の外側の公海漁業というような言葉が条文に入るようだつたら日本は参加できないと発言し、撤回されたが、再燃のおそれもある。

作業部会内の統計小委員会で全権会議に提出すべき資料を討議したが、実質的なマグロの調査研究をやつているのは日本だけというので日本に対する風当たりは軟かくなつた。沿岸諸国の調査を日本の段階まで引上げることが問題になつていて。緯経度 $5^{\circ}$  区画別にまとめられた報告で、尾数と共に重量が必要となるので、尾数を重量に換算できる基準（変換係数）を出してくれと求められている。体長と共に体重の調査に協力をお願いする。大西洋に一つできると、インド洋、太平洋にもこういつた国際委員会ができることが考えられる。関心をもつて見て頂きたい。

質疑討論 斎藤（水大）：条約の含む海域には領海を含むか？ 三村：資源的には必要。沿岸諸国から領海を含むというに反対でそれが消え、漁業専管水域も消えた。

## 2 日本カツオ・マグロ漁業の大勢

田村 竜彦（日本カツオ・マグロ漁業連合会）

最近鮪漁業問題が切迫しており水産庁主催の鮪漁業対策懇談会があり問題点がしぼられて来ている。漁業者各位の協力で昭和39年度経営調査ができたので紹介したい。連合会に政策委員会もあり、「鮪漁業はこれから先どうなるか、このまま成り行きにまかせるという手はないじやないか、何とか基本的にものを考え方なくてはいけない」というので問題点を整理し、資料を整え色々検討して対策の方向がうち出されて来た。

昨年末亡くなる前河野（一郎）さんが浜地連合会長に「鮪は一体このままでよいのかね？ 案を持つて来たら手を貸してやろう」といわれた。3月総会を開き決議を水産庁にもちこんだ。それで懇談会が発足した。11月に何らかの結論をまとめる方向である。

問題点のオ一は、国際的管理の方向に向つていることである。インドネシア、フィリピン、エクワドルなど自国領の小諸島を全部取り込んで、その内側は内水であつて、よその国のものが勝手に入りこんで色々のことをしては困るという「群島理論」とか、韓国漁業援助問題とか、台湾、ソ連その他3国漁業進出の問題とか、国際規制の問題とか、国際問題をどう考えて処理するか？ 資源管理の動向、漁船外国輸出、日本技術と日本の金で外国の旗の下にということも考えられる。金融、支払条件を外国に出て日本で有利にし、日本国内業者に逆にきつい条件でおさえることはよいのか。日本の場合色々漁業法その他の制度があつて漁船、漁獲、運搬、水揚等色々規制がある中で秩序を保つてやつてある。こういう日本の規制に外国は全く関係なく自由に合理性だけを追求してやつて行く中で、日本は、国際競争力の点でどうなるか。漁獲努力の増加について、船が多過ぎるのではないか、魚を獲ろうとする努力が多過ぎるのではないかと漁業者は実感している。少なくとも今より増やすことは出来ない。できれば減らしたい。国際的には少なくとも現状程度がのぞましい。比較的近い将来に日本がその大部分を占めている世界鮪漁業で指導的な立場を持つてくることは大体まちがいないと思う。そういう観点に立つて日本だけの漁獲